

休日でも一般旅券（パスポート）を交付窓口で受け取れるようにしてほしい

**【申出要旨】**

私は、一般旅券の発給申請と受け取りのため、その申請・交付窓口に出向くのに、勤務先から二度にわたって休暇を取らざるを得なかった。

私が以前住んでいた市では、一般旅券の受け取りが休日（日曜日）でも可能だったのに、利用する窓口によっては休日の事務は行わないなど、その取扱いが違うのは、利用者へのサービスの提供窓口として納得できない。平日は仕事が忙しい利用者も多いので、休日でも旅券が受け取れるようにしてほしい。

**【説明】**

**1 制度の概要**

**(1) 一般旅券発給申請の受理及び交付事務の法的根拠**

一般旅券（以下「旅券」という。）発給申請の受理及び交付事務は、旅券法（昭和 26 年法律第 267 号）第 3 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、都道府県知事が行うこととされ、当該事務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項に規定する第一号法定受託事務とされている。

また、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（略称、「地方分権一括法」。）（平成 11 年法律第 87 号）の公布・施行により、地方自治法に次の条文が設けられ、地域の実情に応じて、都道府県の判断により、都道府県知事の権限に属する事務の一部を柔軟に市町村に対して配分することが可能となった。

**地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項（条例による事務処理の特例）**

都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

このような背景事情により、外務省は、旅券申請者の利便の一層の増進を図る必要があるとして、平成 16 年 6 月 9 日付けで旅券法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 98 号）を公布、18 年 3 月 20 日付けでこれを施行し、都道府県が法定受託している範囲内で旅券事務を市町村へ権限移譲することが可能となった。

**【市町村への権限移譲による申請者のメリット】**

- ① 申請者にとって、より身近な場所で旅券の申請・交付が可能となることから、**交通費、移動時間などの負担軽減が図れる。**
- ② 旅券申請の際、申請者の戸籍謄（抄）本が取得できる場合、必要書類である戸籍謄（抄）本の取得と一般旅券の申請を一括して行うことができる（**ワンストップサービスの実現**）。

調査対象とした 4 県（愛知県、岐阜県、静岡県及び三重県）では、表 1 のとおり、条例により、旅券事務を市町村に移譲している。

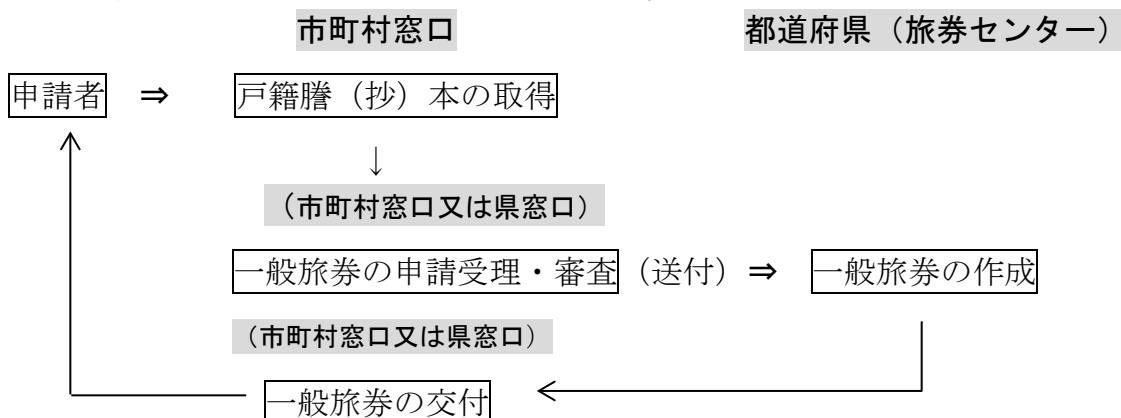
表1 調査対象4県における旅券事務の市町村への移譲状況

調査対象県名	権限移譲根拠条例	旅券事務移譲市町村
愛知県	愛知県事務処理特例条例 (平成11年12月17日 条例第55号)	(県内54市町村のうち11市町村) 春日井市、豊川市、刈谷市、安城市、 西尾市、蒲郡市、小牧市、田原市、 設楽町、東栄町、豊根村
岐阜県	岐阜県事務処理の特例に関する条例 (平成12年3月24日 条例第4号)	(県内42市町村) 全市町村
静岡県	静岡県事務処理の特例に関する条例 (平成11年12月24日 条例第56号)	(県内35市町) 全市町
三重県	三重県の事務処理の特例に関する条例 (平成12年3月24日 条例第2号)	(県内29市町のうち2市) 名張市、志摩市

(注)「旅券事務移譲市町村」は平成26年8月1日現在の状況である。

## (2) 旅券事務の流れ

旅券事務の流れは、原則として次のとおりであり、また、①旅券の発給申請は、代理申請が可能であるが、**交付は、本人の受け取りが必要**、②交付時に収入印紙、県収入証紙が必要となっている。



## 2 調査結果

### (1) 旅券の休日交付等の実施状況(概況)

#### ア 調査対象県・市町村の状況

調査対象の愛知県、岐阜県、静岡県及び三重県の4県並びに県から旅券事務を移譲されている市町村における交付窓口の開設状況は表2のとおりであり、「休日交付」「平日の交付時間延長」ともに行っていない窓口が多数であるほか、「平日の交付時間延長」を行っていても、「18時まで」としている窓口もあり、利用者にとって必ずしも利便性が高いとは言えない。

表2 調査対象4県及び市町村における旅券交付窓口の取扱時間調べ

区 分		窓口数	休日交付・平日の交付時間延長の実施状況			
			休日交付実施		平日の交付時間延長のみ実施	未実施
			平日の交付時間延長も実施	休日交付のみ実施		
愛知県	県	8 箇所	1 箇所 ※18:30 まで	1 箇所	1 箇所 ※18:00 まで	5 箇所
	市町村	11 市町村	なし	2 市	1 市 ※18:00 まで	8 市町村
岐阜県	県	1 箇所	1 箇所 ※19:00 まで			なし
	市町村	42 市町村	なし	1 町	2 町 ※18:15 まで 1 町 ※19:00 まで 1 町	39 市町村
静岡県	県	なし				
	市町村	35 市町	1 市 ※20:00 まで	6 市町	8 市町 ※18:30 まで 1 町 ※19:00 まで 7 市町	20 市町
三重県	県	9 箇所	1 箇所 ※18:30 まで	なし	2 箇所 ※18:00 まで 1 箇所 ※18:30 まで 1 箇所	6 箇所
	市町村	2 市	なし	なし	なし	2 市

(注) 1 本表は当局の調査結果である。

2 特定の週のみ「休日交付」を実施、特定の日のみ「交付時間延長」を実施している窓口も計上した。なお、「平日の交付時間延長」は、17時30分を過ぎても交付業務を行っている窓口とした。

休日交付を行っていない市町村の住民で休日に交付を受けたい利用者は、次のように対応することで休日に交付が可能である。

① 愛知県及び三重県

近くの県の旅券コーナー（休日交付非実施）で発給申請を行い、休日交付している窓口（県旅券センター等）まで出掛けて交付を受ける。

（注）市町村の窓口で発給申請し、県の窓口で交付することはできない。

② 岐阜県

県の窓口は県旅券センター（岐阜市内）の1箇所であり、休日交付を行っていない市町村の住民が休日に交付を受けたい場合は、申請・交付とも県旅券センターで行うことになる。

③ 静岡県

同県では原則として旅券発給申請受理・交付の窓口業務は行っていない。同県では県内どの市町でも発給申請・交付が可能としているので、休日交付未実施市町の住民が休日交付実施市町で発給申請し交付を受けることが可能である（申請と交付は同一市町であることが必要）。

## イ 他府県の旅券交付窓口の状況【参考】

宮城県、埼玉県、大阪府、広島県、福岡県（いずれも愛知県と同様、総務省のブロック機関の所在府県）及び当局管内で今回の調査対象外の県（富山県、石川県）の旅券交付窓口の取扱時間を参考に調査した結果は表3のとおりであり、宮城県を除き、休日交付、平日の交付時間延長措置が広く行われているなど、利便性が高い状況がみられる。

### ○ 県の窓口

旅券窓口を開設している6府県（宮城県、埼玉県、大阪府、福岡県、富山県、石川県）では、宮城県を除き、すべての窓口で休日交付ないし平日の交付時間延長が行われている。

また、平日の交付時間延長を行っている窓口（埼玉県、大阪府、福岡県、富山県及び石川県の計16か所）では18時30分までとしている窓口が3か所、19時までとしている窓口が9か所、19時30分までとしている窓口が4か所となっており、18時までとしている窓口はない。

### ○ 市町村の窓口

市町村に旅券事務を移譲している3府県（埼玉県、大阪府、広島県）では、半数以上（埼玉県ではすべて）の市町村で休日交付ないし平日の交付時間延長が行われている。

また、平日の交付時間延長を行っている窓口（埼玉県、大阪府及び広島県内の計21か所）では大半が19時までとしており、18時までとしている窓口は1か所のみとなっている。

表3 他府県の旅券交付窓口の取扱時間調べ

区 分	窓口数	休日交付・平日の交付時間延長の実施状況				
		休日交付実施		平日の交付時間延長のみ実施	未実施	
		平日の交付時間延長も実施	休日交付のみ実施			
宮城県	県	8か所	なし	1か所	なし	7か所
	市町村	なし				
埼玉県	県	4か所	4か所			なし
	市町村	28か所 (44市町村)	8か所 (12市町)	19か所 (31市町村)	1か所 (1町)	なし
大阪府	府	3か所	1か所	なし	2か所	なし
	市町村	16市	3市	5市	なし	8市
広島県	県	なし				
	市町村	23市町	2市	3市	7市町	11市町
福岡県	県	4か所	4か所			なし
	市町村	なし				
富山県	県	2か所	1か所	1か所		なし
	市町村	なし				
石川県	県	4か所	1か所	なし	3か所	なし
	市町村	なし				

(注) 1 特定の週のみ「休日交付」を実施、特定の日のみ「交付時間延長」を実施している窓口も計上した。なお、「平日の交付時間延長」は、17時30分を過ぎても交付業務を行っている窓口とした。

2 各府県及び市町村のホームページから当局が整理した（平成26年8月現在）。

3 埼玉県内の市町村は、複数の市町村が共同で旅券窓口を運営している場合があるので、か所数と市町村数は合致しない。

(2) 愛知県及び三重県の旅券交付窓口の状況

上記のとおり、県が開設する旅券窓口で休日交付を行っている窓口は、愛知県が8か所中2か所、三重県が9か所中1か所となっている。

また、平日の交付時間の延長を行っている窓口もあるが、その数は少数であるほか、交付時間を18時30分までとしている窓口がある一方、18時までとしている窓口もある。

両県の旅券交付窓口の運営実績等を見ると、次のような状況がみられる。

ア 旅券の休日交付の需要状況

両県の旅券交付窓口の取扱件数等の状況をみると、以下のとおり、休日交付を行っていない窓口であっても、休日交付の潜在需要は相当数に上るものとみられる。

① 休日交付を行っている窓口と同等以上の需要がある窓口があること

表4のとおり、休日交付を行っていない窓口で、休日交付を行っている窓口と同等以上の申請件数の窓口がある。

表4 愛知県及び三重県の旅券窓口の取扱件数調べ（平成25年度）

県	休日交付	旅券窓口名（所在地）	申請件数	交付件数			交付時間 延長の有無
				全体 A	うち休日 交付 B	比率 B/A	
愛知県	実施	旅券センター（名古屋市）	111,998	120,220	40,006	33.3%	有(18:30)
		東三河旅券コーナー（豊橋市）	10,890	12,618	4,978	39.5%	無
	未実施	尾張県民生活プラザ（一宮市）	14,045	11,392			無
		海部県民生活プラザ（津島市）	7,068	5,663			無
		知多県民生活プラザ（半田市）	16,534	14,246			無
		豊田加茂県民生活プラザ（豊田市）	23,004	20,619			有(18:00)
		西三河県民生活プラザ（岡崎市）	19,832	18,301			無
新城設楽県民生活プラザ（新城市）	1,061	898			無		
三重県	実施	旅券センター（津市）	9,810	11,481	3,714	32.3%	有(18:30)
	未実施	桑名旅券コーナー（桑名市）	6,097	5,850			無
		四日市旅券コーナー（四日市市）	9,232	8,966			有(18:30)
		鈴鹿旅券コーナー（鈴鹿市）	5,846	5,523			有(18:00)
		松阪旅券コーナー（松阪市）	3,537	3,047			無
		伊勢旅券コーナー（伊勢市）	3,491	3,208			無
		伊賀旅券コーナー（伊賀市）	1,846	1,730			無
尾鷲旅券コーナー（尾鷲市）	473	455			無		
熊野旅券コーナー（熊野市）	451	458			無		

(注) 本表は、当局の調査結果である。

② 交付のみ休日交付を行っている窓口を訪れる者が多数存在すること

前掲の表4のとおり、休日交付を行っている窓口では、交付件数が申請件数を上回り、休日交付を行っていない窓口では、交付件数が申請件数を下回る状況がみられる。

これは、休日交付を行っていない窓口（居住地等の窓口）で申請のみを

行い、交付は休日交付を行っている窓口を訪れる者があることが要因の一つと考えられる。

この点について詳細をみると、表5のとおり状況であり、休日交付を行っている窓口で休日交付した件数のうち、他の休日交付を行っていない窓口で発給申請した者に対して休日に交付した件数の比率（表5の「比率」の②）が、愛知県旅券センターで約14%、同県の東三河旅券コーナーで約31%、三重県旅券センターで約38%を占めている。

表5 休日交付実施窓口における交付件数の内訳調べ（平成25年度）

区分	申請場所	交付件数	うち休日交付 (a)	(参考)			
				申請受理 (b)	休日交付率 (a/b)		
愛知県	旅券センター	自所分	111,592	34,288	111,998	30.6%	
		他の窓口分	尾張県民生活プラザ	2,459	1,621	14,045	(11.5%)
			海部県民生活プラザ	1,312	813	7,068	(11.5%)
			知多県民生活プラザ	2,366	1,587	16,534	(9.6%)
			豊田加茂県民生活プラザ	2,491	1,697	23,004	(7.4%)
			小計 A	8,628	5,718	60,651	(9.4%)
		合計 B	120,220	40,006	172,649	23.2%	
	比率 (A/B)	① 7.2%	② 14.3%	-	-		
	東三河旅券コーナー	自所分	10,846	3,459	10,890	31.8%	
		他の窓口分	西三河県民生活プラザ	1,625	1,412	19,832	(7.1%)
			新城設楽県民生活プラザ	147	107	1,061	(10.1%)
			小計 C	1,772	1,519	20,893	(7.3%)
		合計 D	12,618	4,978	31,783	15.7%	
	比率 (C/D)	① 14.0%	② 30.5%	-	-		
三重県	旅券センター	自所分	9,688	2,319	9,810	23.6%	
		他の窓口分	桑名旅券コーナー	230	196	6,097	(3.2%)
			四日市旅券コーナー	284	247	9,232	(2.7%)
			鈴鹿旅券コーナー	311	241	5,846	(4.1%)
			松阪旅券コーナー	506	366	3,537	(10.3%)
			伊勢旅券コーナー	312	231	3,491	(6.6%)
			伊賀旅券コーナー	120	96	1,846	(5.2%)
			尾鷲旅券コーナー	22	14	473	(3.0%)
			熊野旅券コーナー	8	4	451	(0.9%)
	小計 E	1,793	1,395	30,973	(4.5%)		
合計 F	11,481	3,714	40,783	9.1%			
比率 (E/F)	① 15.6%	② 37.6%	-	-			

(注) 1 本表は、当局の調査結果である。

2 参考の休日交付率欄の( )内の数値は、休日交付を行っていない窓口の申請受理に対し、旅券センター等(休日交付を実施)で、休日交付を行った割合である。

## イ 平日の交付時間延長の状況

前掲の表2のとおり、愛知県及び三重県が開設する旅券窓口17か所（愛知県8か所、三重県9か所）のうち、平日の交付時間を延長している窓口は5か所であり、その時間は18時までとしている窓口が2か所、18時30分までとしている窓口が3か所となっている。

一方、全国の都道府県が開設している旅券窓口171か所（調査対象の県の窓口を含む。）の平日の交付時間をみると、表6のとおり、うち63か所で交付時間延長をおこなっており、その時間については、19時以降も交付業務を行っている窓口が多い（41か所）。

表6 都道府県の旅券窓口における平日の交付時間延長調べ

区 分		全国計	【参考】調査対象の県	
			愛知県	三重県
全窓口数		171	8	9
うち平日の交付時間延長を実施している窓口数	18時まで	7	1	1
	18時30分まで	15	1	2
	19時まで	35	0	0
	19時30分まで	6	0	0
	計	63	2	3

(注) 1 都道府県のホームページにより当局が調査した結果である。なお、週のうち1日のみ開設される窓口は除外した。

2 特定の日のみ「交付時間延長」を実施している窓口も計上した。なお、「平日の交付時間延長」は、17時30分を過ぎても交付業務を行っている窓口とした。

## ウ 旅券交付窓口の入居施設

休日交付を行っていない窓口が入居する施設をみると、表7のとおり、県の出先機関の庁舎内である窓口が多く、これらについて休日交付や交付時間の延長を行うためには、通常の執務時間で閉庁する庁舎の管理との調整などが必要とみられる。

しかし、民間施設に入居している窓口もあり、これらの中には、下記のとおり、通常の執務時間外の業務取扱い（休日交付、交付時間延長）が可能とみられる例がある。

(例)

- 愛知県豊田加茂県民生活プラザ

名古屋鉄道豊田市駅前の商業施設（営業時間は20時まで。土・日曜日営業）に入居している。

なお、同じフロアに収入印紙や県収入証紙を販売する旅行関連業者（営業時間は上記入居施設と同様であるが、印紙・県収入証紙の販売時間は旅券コーナーの業務時間に合わせて、平日18時までとしている。）が入居している。

○ 三重県四日市旅券コーナー

近畿日本鉄道四日市駅前の商業施設（営業時間は 18 時 30 分まで。土・日曜日営業）に入居している。

なお、隣接の駅ビル内に、収入印紙や県収入証紙を販売する旅行者（営業時間は 18 時 30 分まで。土曜日営業）が入居している。

表 7 休日交付を行っていない県の旅券窓口の入居施設

区 分	県の出先機関庁舎内	民間施設内
愛知県	海部県民生活プラザ 知多県民生活プラザ 西三河県民生活プラザ 新城設楽県民生活プラザ	尾張県民生活プラザ 豊田加茂県民生活プラザ
三重県	桑名旅券コーナー 松阪旅券コーナー 伊勢旅券コーナー 伊賀旅券コーナー 尾鷲旅券コーナー 熊野旅券コーナー	四日市旅券コーナー 鈴鹿旅券コーナー

（注）本表は、当局の調査結果である。

（3）市町村の旅券交付窓口の状況（愛知県、岐阜県、静岡県及び三重県）

前掲の表 2 のとおり、調査対象の 4 県で旅券事務が移譲されている 90 市町村のうち休日交付あるいは平日の交付時間延長を行っているのは 21 市町にとどまり、**69 市町村はいずれの措置も講じていない。**

休日交付あるいは平日の交付時間延長を行っていない市町村の状況を見ると、①住民票（写）交付などについて**休日開庁しているが、旅券交付を含めていないもの**、②**比較的旅券交付の取扱件数が多いが休日交付や交付時間延長は行っていないもの**がみられる。

これらについて、休日交付等を実施・非実施双方の市町（下表参照）を抽出して、実施上の隘路等を調査・検討した結果は以下のとおりである。

【参考】 当局が抽出調査した市町

① 休日交付が行われていない市町村（8 市）	A 市、B 市、C 市、D 市、E 市、F 市、G 市、H 市
② 休日交付が行われている市町村（5 市町）	I 市、J 市、K 町、L 市、M 市
③ 休日交付は行われていないが、時間延長による交付が行われている市町村（2 市町）	N 市（金曜日のみ 18 時まで延長） O 町（平日毎日 19 時まで延長）

（注）住民課等の窓口を休日に開庁している市町村及び交付件数が多い市を重点的に選んだ。



## ア 休日開庁から旅券交付事務を除外している市町村

当局が調査した休日の旅券交付未実施の 10 市町のうち 6 市では、表 8 のとおり、住民票（写）や戸籍謄（抄）本交付等のために住民課等の窓口を休日開庁している。

表 8 休日開庁しているが旅券の休日交付は未実施の市

市名	住民課等窓口の休日開庁の状況
N市	毎週土曜日の9時から12時30分まで開庁
A市	毎週土曜日の8時30分から12時30分まで開庁
O町	毎月第1日曜日の9時から12時まで開庁
D市	毎月第1・第3日曜日の8時30分から17時15分まで開庁
F市	土日祝日の9時から12時まで開庁
H市	毎月第3日曜日の8時30分から12時まで開庁

(注) 本表は、当局の調査結果である。

上記の市において、住民課等の窓口で休日開庁しているにもかかわらず、旅券交付については休日交付を行っていない理由を聴取したところ、次のような課題、隘路があるためとしている。

- ① 休日の旅券交付の需要が不明確である。
- ② 休日の旅券交付のための職員配置体制に課題がある。
- ③ 市の休日開庁日に県旅券センターが業務を実施していない。
- ④ 休日は収入印紙や県収入証紙の販売が行われていない。

上記の課題、隘路について、調査対象市町の実態を調査した結果は以下のとおりである。

### (ア) 休日交付の需要

以下のとおり、旅券の休日交付を実施した場合には、相当数の需要が見込まれる。

#### ① 休日交付実施市町における休日交付の実績は全交付件数の2割以上

調査対象市町のうち休日交付を実施している市町の実績をみると、表 9 のとおり、毎週、休日交付を実施した場合には、全体の旅券交付件数のうち休日交付件数が2割以上となることが見込まれる。

表 9 休日交付窓口における休日交付処理状況調べ（平成 25 年度）（単位：件）

市名	交付件数 A	うち休日交付件数 B	比率 B/A	1日平均交付件数		休日交付の実施状況
				平日	休日	
I市	8,016	2,063	25.7%	24	53	毎週日曜日（第3日曜日を除く。）の8時30分から17時
J市	3,906	1,202	30.8%	12	24	毎週日曜日の10時から17時
K町	266	28	10.5%	1	1	第2・第4日曜日の9時から12時
L市	3,913	760	19.4%	13	16	毎週土曜日の9時から16時30分
M市	21,855	5,093	23.3%	67	100	毎週日曜日の9時から12時

(注) 1日平均交付件数のうち平日は、年 244 日として算出した。ただし J 市では 232 日（毎月第 3 水曜日は入居施設が休業日）。また、休日は各市の開設日数で算出した。

## ② 県の旅券交付窓口での休日交付を選択している者が相当数に上る

岐阜県において、平成 24 年 4 月から 9 月までの 6 か月間、東濃振興局（多治見市）及び同振興局恵那事務所（恵那市）で旅券の申請を行い、日曜日に県旅券センター（岐阜市）で交付を受けた者の状況を調査したところ、表 10 のとおり、全申請者の 3.8%（5,151 件中 198 件）が県旅券センターで日曜日に交付を受けている。

現在、岐阜県では、振興局等では旅券事務を取り扱っておらず、市町村に権限が移譲されているが、上記の状況から、権限移譲後の市町村においても、休日交付の需要が相当数に上るものと推測される。

表 10 岐阜県の振興局等の旅券申請者のうち県旅券センターでの交付状況

申請窓口	申請受理件数 A	うち日曜交付件数 B	日曜交付率 B/A
東濃振興局	3,389	153	4.5%
恵那事務所	1,762	45	2.6%
合計	5,151	198	3.8%

(注) 1 当局の調査結果である。

2 東濃振興局及び恵那事務所が旅券事務を廃止する直前の平成 24 年 4 月 1 日～9 月 30 日までの実績を計上した。

### (イ) 旅券の休日交付のための職員配置

休日交付が行われている 5 市町について、休日の旅券交付事務担当者の配置状況等を調査した結果は、表 11 のとおりである。

この内容を見ると、交付件数が少ない K 町では、休日の旅券交付のための増配置は行われていない（他業務と兼務）が、交付件数が比較的多い他の 4 市では、旅券交付のための職員の増配置が行われている。

表 11 休日交付に伴う旅券交付事務担当者の休日配置の状況

(平成 25 年度実績)

(単位：人、件)

市町村名	休日交付のための増員数	休日の配置職員数（兼務を含む）A	休日 1 日交付件数（平均）B	休日の職員 1 人当たりの交付件数 B/A
I 市	2（業務委託）	3	53	18
J 市	2（嘱託）	5	24	5
K 町	0	1	1	1
L 市	1（業務委託）	1	16	16
M 市	4（正職員又は非常勤）	8	100	13

(注) 当局の調査結果である。

## (ウ) 市の休日開庁日と県旅券センター業務実施日の不一致

### 【課題・隘路の概要】

住民課等の窓口で休日開庁しているにもかかわらず、休日開庁の取扱業務に旅券交付を含めていない理由について聴取したところ、2市から、土曜日に開庁しているが、土曜日は県旅券センターが開設されていないため（県旅券センターの休日交付は日曜日）、交付時にトラブルが発生し確認を要する場合、県との連携が図れないとの意見が聴取された。

### 【休日交付実施市町の実態】

静岡県では権限移譲後、旅券の申請受理及び交付事務を行っておらず、かつ休日に県旅券室の職員は出勤していない。

当該県内において5市が日曜日に、1市が土曜日に交付を行っており、これらの市では、いずれも休日交付の際にトラブルが発生した場合、県との連携を図ることが不可能である。しかし、これらの市のうち2市で聴取したところ、これまで交付時にトラブルはなかったとしている。また、調査対象の他の市町（13市町）においても、現時点においては交付時のトラブルは発生していないとしている。

## (エ) 休日交付を実施した場合の収入印紙・県収入証紙の取扱い

### 【課題・隘路の概要】

住民課等の窓口で休日開庁しているにもかかわらず、休日開庁の取扱業務に旅券交付を含めていない理由について聴取したところ、多くの市から、収入印紙及び県収入証紙の売りさばきが、売店や会計課等で平日に限定されており、休日は売りさばきが行われていないことから、休日交付の際にトラブルが想定されるとの意見が聴取された。

### 【休日交付実施市町の実態】

休日交付又は平日に時間延長して交付を行っている調査対象の7市町から、休日、時間外の収入印紙、県収入証紙への対応を聴取したところ、休日交付を行っている3市（I市、J市、L市）では、休日でも庁舎等で収入印紙等を購入することができるので、特に問題はないとしている。

また、交付時間を延長しているN市でも、時間外に庁舎で収入印紙等を購入することができるので、特に問題はないとしている。

その他の3市町（K町、M市及びO町）では、休日及び時間外に庁舎内で収入印紙等の売りさばきが行われていない。このため、休日等の交付に支障をきたさないよう、①申請時に収入印紙等の売りさばき日時を明記した書面を手交して注意喚起を促すほか、②申請の際にあらかじめ、収入印紙等を購入しておくよう案内している。

この他、万が一、収入印紙等を購入しないまま休日窓口に来た者への対応として、収入印紙は郵便局、県収入証紙は自動車学校で購入できることを案内している市もあるなど、各市町ともトラブルの防止に努めている。

## イ 旅券交付件数が多い市における休日交付等の実施状況

調査対象4県から旅券事務を移譲されている市町村のうち、交付件数が比較的多い市（平成25年度の交付件数が2,500件以上あるいは26年度の交付状況からみて同等の交付件数があると見込まれる市）を抽出して、旅券の休日交付等の実施状況を調査した結果、表12のとおり、**該当の16市のうち9市では、休日交付あるいは平日の交付時間延長が行われているが、7市では未実施**である。

休日交付を実施していない7市のうち5市は、住民課等の窓口の休日開庁を行っておらず、調査対象の市からは、住民課等の窓口で休日開庁していないため、旅券の休日交付も行っていないとの説明が聞かれた。

しかし、中には、住民課等の窓口の休日開庁は行っていないが、旅券交付のみ単独で休日に業務を行っている市（Q市）もみられ、**住民課等の窓口の休日開庁の実施の有無とは別に、旅券の休日交付のみの実施が可能**となっている。

表12 交付件数が多い市における休日交付等の実施状況

市名	平成25年度 交付件数	住民課等窓口の 休日開庁等の実施の有無
I市	8,016	有
J市	3,906	有
B市	3,584	無
N市	(1,082)	有
P市	2,598	無
E市	2,947	無
G市	18,957	無
M市	21,855	有
Q市	4,859	無
R市	2,977	有
S市	2,777	有
T市	6,560	有
U市	3,034	無
L市	3,913	有
H市	3,793	有
V市	2,636	有

- (注) 1 本表は、当局の調査結果である。  
 2 網掛けは休日交付あるいは交付時間延長を行っている市、白地は行っていない市である。  
 3 N市は、平成26年4月から6月までの交付件数である。